

件名	職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	

【改正の概要】

愛媛県立医療技術大学が設置されることに伴い、職員の分限に関する条例、職員の給与に関する条例、愛媛県職員定数条例について、所要の改正を行う。

1 職員の分限に関する条例の一部改正

研究休職の対象に愛媛県立医療技術大学の教員を追加する。

対象者

愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の学長、学部長、教授、助教授及び講師（常時勤務する者に限る。）並びに助手

〔下線部分を追加〕

2 職員の給与に関する条例の一部改正

愛媛県立医療技術大学に学部長が新設されるため、大学教育職員給料表の適用対象に追加する。

大学教育職員給料表の適用対象者

学長、学部長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの

〔下線部分を追加〕

3 愛媛県職員定数条例の一部改正

愛媛県立医療技術大学の職員の定数を定める。

旧	新
職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 ア 知事の事務部局の職員（ <u>愛媛県立医療技術短期大学</u> の職員を除く。） <u>4,562</u> 人 イ <u>愛媛県立医療技術短期大学</u> の職員 <u>73</u> 人 (2)～(8) 省略 計 7,374人	職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 ア 知事の事務部局の職員（ <u>愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の職員</u> を除く。） <u>4,561</u> 人 イ <u>愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の職員</u> <u>74</u> 人 (2)～(8) 省略 計 7,374人

施行日 平成 16 年 4 月 1 日

【その他参考事項】